質　問　回 答

2023 年 11 月 10 日

「バングラデシュ国 MIDI 総合開発計画策定プロジェクト」
（公示日：2023 年 11 月 1 日／調達管理番号：23a00429）について、質問と回答は以下の通りです。

1	P.9　第4条　実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （1）本業務の位置づけ・目標・範囲	「マスタープランの策定支援」とは、主体的に計画策定を行うのはバングラデシュ国側 C/P であり、JICA 専門家チーム（受注者）の役割は当該 C/P が行う計画策定を支援する位置づけと想定されますが、「計画を策定する主体」と計画策定を「支援する主体」の関係は、署名済みの R/D での合意などにより、バングラデシュ側にとって、明瞭になっているものでしょうか？<br　バングラデシュ側（MIDI事務局、その後のMIDI開発庁）が主体的にMP策定し、それをJICA専門家チームは、そのバングラデュ側のMP策定を、技術的に計画策定支援するという関係性は、R/D で明瞭でしょうか？	ご理解のとおりです。R/D において、バングラデシュ政府が MP の策定主体であり、その作成を JICA が支援することとされています。 本プロジェクトの実施機関である MIDI 開発庁（現時点では MIDI 事務局）と協力しながらマスタープラン策定を行っていただくという趣旨です。RD では、相手国の関係機関や専門家チームを含む”本プロジェクト”がマスタープランの策定を支援することとしています。
2	P10　第4条　実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （3）調査実施体制	JCC を構成する組織は、企画競争説明書にある通りと理解しています。他方、各構成組織を代表する構成人員のランクは、既に決まっているでしょうか？コンサルタント側からの提案が必要でしょうか？	ランクの記載がない JCC 構成メンバーについては、現時点ではランクは未定です。JCC メンバーは JICA とバングラデシュ政府との間で協議の上決定するので、コンサルタントからの提案は必要ではありません。
3	P11　第4条　実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （5）JICA 関係者との緊密なコミュニケーション及び他　JICA	以下の JICA アドバイザーの派遣期間は、延長もしくは、再派遣の予定はありますでしょうか？ 「投資環境アドバイザー」（個別専門家、2020 年 2 月～2022 年 2 月） 「MIDI 政策アドバイザー」（個別専門家、2022 年 3 月～2024 年 3 月）	現時点では未定です。

	案件との連携	「電力・エネルギーセクターアドバイザー」（個別専門家、2019～2024 年度） 「水管理政策・技術アドバイザー」（個別専門家、2022 年 6 月～2024 年 6 月）	
4	P11　第4条　実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （5）JICA 関係者との緊密なコミュニケーション及び他　JICA 案件との連携	現在派遣中の各分野の JICA アドバイザーの派遣期間が本事業実施期間中に終了する見込みですが、これらの期間が延長されない場合、その機能や役割のうち MIDI に関わる部分は、本事業の JICA 専門家チーム（受注者）に引き継がれるという理解でよろしいでしょうか？	本業務では、MIDI マスタープランの実施・モニタリングにおける実施機関の能力強化に取り組むことから、ご指摘の各アドバイザーと類似する業務を実施いただくことは想定されますが、別案件の専門家業務を本業務で担っていただくことはありません。
5	P20　第5条　業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2－5 その他 (2) C/P のキャパシティアセスメント	C/P のキャパシティアセスメントの対象は、MIDI 事務局(MIDI 開発庁)のみとなりますでしょうか？或いはマスタープラン作成、実施に関連する省庁やその職員も含まれる場合がありますでしょうか？	基本的には MIDI 事務局（または今後設立が予定されている MIDI 開発庁）を想定しています。ただし、実施促進にかかり関連する省庁との関係構築を図る観点から、他省庁やその職員を含めることも可能です。
6	P20　第5条　業務の内容 2. 本業務にかかる事項 2－5 その他 (2) C/P のキャパシティアセスメント	本事業の目的達成のためには、組織、人材、予算、またそれらの裏付けとしての制度といった範囲までを広く「実施体制」と捉え、効果的な体制強化を目指す必要があると考えられます。これらのスコープはキャパシティアセスメントの結果を踏まえて本事業開始後にデザインされていくことが前提にあるとは思われますが、投入と成果（アウトカム）の観点から、現時点でどの程度まで詳細な支援が想定されているか、考え方をご教示頂くことは可能でしょうか？ 　例として、組織設立面では実施要項や細則、法律原案のようなレベルで提案される、財源面では予算が実際に執行される、或いはそういったところまでは必ずしも求めない、など。	組織面においては、MP の実施管理や改定とともに、各省庁の個別開発計画における MP との整合性の確認など、プロセスの観点から、MIDI 事務局（MIDI 開発庁）が自立して組織運営できる体制構築を支援することを想定しています。ただし、MIDI 開発庁の設立過程において、求められる機能や組織体制が想定から異なる可能性があるため、それらを踏まえて支援を行う必要があります。

7	P34 (別紙 2) 共通留意事項 【1】必須項目 1. 討議議事録(R/D)に基づく実施	本事業の為に署名済みの R/D を現時点で共有して頂くことは可能でしょうか？	個別に共有することが可能です。 edgps@jica.go.jp へご連絡ください。
8	P34 (別紙 2) 共通留意事項 【1】必須項目 1. 討議議事録(R/D)に基づく実施	R/D のバングラデシュ国側署名者は、どちらの省庁でしょうか？各セクター（各種インフラや産業等）を担当する官庁も、共同で署名されておりますでしょうか？	首相府です。他省庁は署名者となっていませんが、MIDI 委員会への参加機関へ別途プロジェクトに関する情報共有が行われています。
9	9頁 第2章 特記仕様書案 【2】 特記仕様書（案） 第4条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 （2）本事業の時間軸	「開始 2～3 か月後を目途にマスタープランの基本構想・基本計画案を策定」とあるが、同案はどの程度の内容・粒度のものを想定されているのか、想定があればご教示ください。	MIDI 事務局との協議により検討する必要はありますが、MP の開発コンセプト、段階的開発シナリオ、産業開発及び社会インフラ開発の方向性を定める程度で、個別具体的な計画を想定するものではありません。
10	9頁 第2章 特記仕様書案 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 （2）本事業の時間軸 40 頁 第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2.業務実施上の条件 （5）対象国の便宜供与	討議議事録（R/D）は配布される予定でしょうか。 対象国の便宜供与の詳細について R/D を参照とありますが、配布資料に R/D がないようです。R/D を配布して頂くことは可能でしょうか。	個別に共有することが可能です。 edgps@jica.go.jp へご連絡ください。
11	17 頁 第 2 章 特記仕様書案 第 5 条 業務の内容 2‐1 （2）アウトプット	本指示書において、概略積算業務について明記がありませんが、スコープに含まれるでしょうか。	個別の開発計画に関する概略積算業務は現状想定していません。
12	18 頁 第 2 章 特記仕様書案 第 5 条 業務の内容 2‐2 本邦研修・招へい	第三国研修におけるカウンターパート側参加者の日当・宿泊費として計上すべき単価をご教示ください。	第三国研修の実施を提案する場合の日当・宿泊料の単価は、見積書作成段階では、便宜上、業務従事者の日当・宿泊料基準額を上限に適宜設定上、積算をお願いします。

13	19 頁　第 2 章　特記仕様書案 第 5 条　業務の内容 2 - 3　機材調達	想定される機材調達項目として「衛星写真」のみが記載されていますが、衛星写真の購入費用が想定されているという理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	27頁　第2章　特記仕様書案 別紙1　3. 事業概要 （5）インプット	バングラデシュ側のインプットとして「事務所スペース」が記載されていますが、C/P 機関（MIDI-cell）の事務所がある首相府（PMO）へは入場の都度登録手続が必要になっており、PMO 内にプロジェクトチームの日常的な事務所を設置することは困難であると理解しております。バングラデシュ側からはこれらの手続きの簡略化（もしくは調整・省略）も含めて便宜供与いただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、PMO 以外で事務所スペースを想定されている場合におきましては、事務所サイトをご教示頂けますでしょうか。	首相府外で事務所スペースを確保する予定ですが、現在調整中です。

以　上